

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十四号

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業者の届出)</p> <p>第三条 省令第一条の三第二項の規定による開設の届出は、別記様式第一号による届出書に施設付近の見取図及び施設平面図を添付して行わなければならない。この場合において、営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による開設の届出にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 省令第一条の三第二項の規定による営業の届出は、別記様式第二号による届出書に車両保管場所付近の見取図を添付して行わなければならない。この場合において、営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による営業の届出にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3―6 (略)</p>	<p>(営業者の届出)</p> <p>第三条 省令第一条の三第二項の規定による開設の届出は、別記様式第一号による届出書に施設付近の見取図及び施設平面図を添付して行わなければならない。</p> <p>2 省令第一条の三第二項の規定による営業の届出は、別記様式第二号による届出書に車両保管場所付近の見取図を添付して行わなければならない。</p> <p>3―6 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第3条関係)

(表)				
				(略)
クリーニング所開設届				
(略)				
(略)				
ニ 従 事 ク リ ー ン グ 師 ※	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
従事者数※		(略)	(略)	
クリーニング所の種別※		(略)		
営業の譲渡者の署名(営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)				

添付書類 1・2 (略)

3 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類(個人間の営業の譲渡を除く。)

注 1 従事クリーニング師については、クリーニング師免許証の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、クリーニング師に変更がないときは、クリーニング師免許証の原本の確認を省略できる。

2-4 (略)

5 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1の添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

6 (略)

(裏)
クリーニング所の概要※
(略)

改正前

別記様式第1号 (第3条関係)

(表)				
				(略)
クリーニング所開設届				
(略)				
(略)				
ニ 従 事 ク リ ー ン グ 師 ※	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
従事者数		(略)	(略)	
クリーニング所の種別		(略)		
営業の譲渡者の署名(営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)				

添付書類 1・2 (略)

注 1 従事クリーニング師については、クリーニング師免許証の原本の確認を受けること。

2-4 (略)

5 (略)

(裏)
クリーニング所の概要
(略)

様式第2号 (第3条関係)

無店舗取次店営業届 (略)				
(略)				
営業区域※		(略)		
(略)				
ニ ン グ ク リ ン グ 師 ※	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
従事者数※		(略)	(略)	
無店舗取次店の種別※		(略)		
営業の譲渡者の署名(営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)		(略)		

添付書類 1-3 (略)

4 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類(個人間の営業の譲渡を除く。)

注 1 従事クリーニング師については、クリーニング師免許証の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、クリーニング師に変更がないときは、クリーニング師免許証の原本の確認を省略できる。

2-4 (略)

5 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1、2の添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

6 (略)

様式第2号 (第3条関係)

無店舗取次店営業届 (略)				
(略)				
営業区域		(略)		
(略)				
ニ ン グ ク リ ン グ 師	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
従事者数		(略)	(略)	
無店舗取次店の種別		(略)		

添付書類 1-3 (略)

注 1 従事クリーニング師については、クリーニング師免許証の原本の確認を受けること。

2-4 (略)

5 (略)

別記様式第四号中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第二条 食品衛生法施行細則(昭和三十二年広島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号（第8条関係）

（1面）（表面）

営業許可申請書（新規・更新）

（略）

（略）

営業設備の概要	（略）
---------	-----

営業の譲渡者（署名） （営業の譲渡の場合、営業の譲渡を 証する書類がある場合は不要）	
--	--

（略）

注 1 （略）

2 「営業所の名称，屋号又は商号」欄及び「営業設備の概要」欄は，新規申請の場合にのみ記載すること。

ただし，営業の譲渡の場合であつて，図面及び営業設備の概要に変更がないときは，図面の添付及び「営業設備の概要」欄の記載を省略することができる。

この場合，営業を譲り受けたことを証する書類を添付するか又は，営業の譲渡者の署名があること。

3-7 （略）

（1面）（裏面）－（3面） （略）

改正前

様式第4号（第8条関係）

（1面）（表面）

営業許可申請書（新規・更新）

（略）

（略）

営業設備の概要	（略）
---------	-----

（略）

注 1 （略）

2 「営業所の名称，屋号又は商号」欄及び「営業設備の概要」欄は，新規申請の場合にのみ記載すること。

3-7 （略）

（1面）（裏面）－（3面） （略）

別記様式第八号中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は法定相続関係情報一覧図の写し」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第三条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出書の添付書類) 第五条 (略) 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図及び施設の平面図。営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類 一一 (略)	(届出書の添付書類) 第五条 (略) 一 前条第二項第一号の開設の届出書 施設の付近の見取図及び施設の平面図 一一 (略)

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第4条関係)

(表)

手数料欄

理容所開設届

年 月 日

(略)

(略)

管 理 理容師※	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理容師※	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理容師 以外の 従業員※	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

開設予定年月日 年 月 日

美容所の名称※
(理容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合) (略)

美容所の開設予定年月日※
(理容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合) (略)

営業の譲渡者の署名
(営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)

改正前

様式第5号 (第4条関係)

(表)

手数料欄

理容所開設届

平成 年 月 日

(略)

(略)

管 理 理容師	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理容師	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
理容師 以外の 従業員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

開設予定年月日 平成 年 月 日

美容所の名称
(理容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合) (略)

美容所の開設予定年月日
(理容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合) (略)

添付書類 1-4 (略)

5 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡を除く。）

注 1 理容師につき、理容師免許証又は理容師免許証明書の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、理容師に変更がないときは、理容師免許証等の原本の確認を省略できる。

2・3 (略)

4 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から3までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

5・6 (略)

(裏)

理容所の概要※

(略)

添付書類 1-4 (略)

注 1 理容師につき、理容師免許証又は理容師免許証明書の原本の確認を受けること。

2・3 (略)

4・5 (略)

(裏)

理容所の概要

(略)

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「「鑑識本」を「「鑑識本又は法定相続情報一覧図の写し」に改める。

別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第四条 美容師法施行細則（昭和三十三年広島県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出書の添付書類) 第五条 (略)</p> <p>一 前条第二項第一号の開設の届出書施設の付近の見取図及び施設の平面図。営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。)による場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>一一 (略)</p>	<p>(届出書の添付書類) 第五条 (略)</p> <p>一 前条第二項第一号の開設の届出書施設の付近の見取図及び施設の平面図</p> <p>一一 (略)</p>

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」

昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第4条関係)

(表)

手数料欄

美容所開設届

年 月 日

(略)

(略)					
管 理	(略)	(略)			
美容師※	(略)	(略)	(略)	(略)	
美容師※	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
美容師 以外の 従業員※	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
開設予定年月日	年 月 日				
理容所の名称※ (美容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合)	(略)				
理容所の開設予定年月日※ (美容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合)	(略)				
営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)					

改正前

様式第5号 (第4条関係)

(表)

手数料欄

美容所開設届

平成 年 月 日

(略)

(略)					
管 理	(略)	(略)			
美容師	(略)	(略)	(略)	(略)	
美容師	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
美容師 以外の 従業員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
開設予定年月日	平成 年 月 日				
理容所の名称※ (美容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合)	(略)				
理容所の開設予定年月日※ (美容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合)	(略)				

添付書類 1-4 (略)

5 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡を除く。）

注 1 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書の原本の確認を受けること。ただし、生前贈与を含む営業の譲渡の場合であつて、美容師に変更がないときは、美容師免許証等の原本の確認を省略できる。

2・3 (略)

4 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から3までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

5・6 (略)

添付書類 1-4 (略)

注 1 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書の原本の確認を受けること。

2・3 (略)

4・5 (略)

(裏)

美容所の概要※

(略)

(裏)

美容所の概要

(略)

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
 別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「
 「簿本」を「簿本又は法定相続情報一覧図の写し」に改める。
 別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め
 る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第五条 旅館業法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(営業の許可の申請) 第四条 (略) 2 (略) 一―四 (略) 五 営業を譲り受けたことを証する書類(営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。))の場合 1	(営業の許可の申請) 第四条 (略) 2 (略) 一―四 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第4条関係)

(表)

(略)

旅館業営業許可申請書

(略)

(略)

営業の種別※				(略)				
旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無及びその内容等※	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
総客室数※				(略)		総定員数※		(略)
工事しゅん工予定日※		(略)		建築確認検査済日※		(略)		
営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)				_____				

添付書類 1-5 (略)

6. 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類 (個人間の営業の譲渡を除く。)

注 1. 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から4までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

2・3 (略)

(裏)

構造設備※

(略)

改正前

別記様式第1号 (第4条関係)

(表)

(略)

旅館業営業許可申請書

(略)

(略)

営業の種別				(略)				
旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無及びその内容等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
総客室数				(略)		総定員数		(略)
工事しゅん工予定日		(略)		建築確認検査済日		(略)		
営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)				_____				

添付書類 1-5 (略)

注 1・2 (略)

(裏)

構造設備

(略)

別記様式第六号の添付書類中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第六条 興行場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業の許可の申請) 第二条 (略) 2 (略) 一―四 (略) 五 営業を譲り受けたことを証する書類(営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。))の場合</p> <p>(営業の承継の届出) 第五条 (略) 一 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 (略) 2 (略)</p>	<p>(営業の許可の申請) 第二条 (略) 2 (略) 一―四 (略)</p> <p>(営業の承継の届出) 第五条 (略) 一 戸籍謄本 二 (略) 2 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

(略)

興行場営業許可申請書

_____年 月 日

(略)

(略)			
興行場の形態 ※	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
(略)			
工事しゅん工予定日※	(略)	建築確認検査済日※	(略)
営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)		_____	

(略)

(裏)

構造設備※

(略)

添付書類 1-4 (略)

5 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類 (個人間の営業業の譲渡を除く。)

注 1 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から3までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

— 2・3 (略)

改正前

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

(略)

興行場営業許可申請書

平成 _____年 月 日

(略)

(略)			
興行場の形態	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	(略)		
(略)			
工事しゅん工予定日	(略)	建築確認検査済日	(略)

(略)

(裏)

構造設備

(略)

添付書類 1-4 (略)

注 1・2 (略)

別記様式第四号及び別記様式第五号の様式中「~~イ~~イ」を「~~イ~~イ」に改める。
 別記様式第六号中「~~イ~~イ」を「~~イ~~イ」に、「~~イ~~イ」を「~~イ~~イ」に、「~~イ~~イ」を「~~イ~~イ」に改める。
 別記様式第七号及び別記様式第八号の様式中「~~イ~~イ」を「~~イ~~イ」に改める。
 (公衆浴場法施行細則の一部改正)

第七条 公衆浴場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(営業の許可の申請) 第二条 (略) 2 (略) 一―五 (略) 六 営業を譲り受けたことを証する書類(営業の譲渡(個人間の譲渡を除く。))の場合	(営業の許可の申請) 第二条 (略) 2 (略) 一―五 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

(略)

公衆浴場営業許可申請書

(略)

(略)

種別※	(略)		
(略)			
直近公衆浴場の名称※	(略)	直近距離※	(略)
工事しゅん工予定日※	(略)	予想利用者数※	(略)
営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)	_____		

添付書類 1-6 (略)

7 営業を譲り受けた場合にあつては、これを証する書類 (個人間の営業の譲渡を除く。)

注 1 生前贈与を含む営業の譲渡の場合、上記1から5までの添付書類及び※欄の事項のうち変更等がない事項については、添付及び記載を省略できる。

2・3 (略)

(裏)

構造設備※

(略)

改正前

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

(略)

公衆浴場営業許可申請書

(略)

(略)

種別	(略)		
(略)			
直近公衆浴場の名称	(略)	直近距離	(略)
工事しゅん工予定日	(略)	予想利用者数	(略)

添付書類 1-6 (略)

注 1・2 (略)

(裏)

構造設備

(略)

別記様式第七号中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は法定相続関係一覽図の写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の様式により作成された用紙で施行日に現に県の在庫に係るものは、第二条の規定による改正後の食品衛生法施行細則の様式により作成された用紙とみなし、令和三年五月三十一日までの間、引き続き使用することができる。

3 施行日において現にこの規則による改正前の各規則の様式でしている申請その他手続は、この規則による改正後の各規則の様式による申請その他手続とみなす。